

志布志市奨学金返還支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、少子高齢化により人口減少が急速に進行する中、人口流出・若者の移住定着の対策として、奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援することにより、U I ターンを促進し、本市への定着を図る志布志市奨学金返還支援事業の実施に関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）及び志布志市補助金等交付要綱（平成23年志布志市告示第24号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象となる奨学金)

第2条 補助金の対象となる奨学金は、志布志市奨学金、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金、地方公共団体、大学等の奨学金その他市長が認める奨学金とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の認定を受けようとする年度（以下この項において「認定年度」という。）の4月1日において、34歳以下の者
- (2) 認定年度の4月1日において、市内に住所を有している者で、引き続き継続して居住する意思を有しているもの（本市に生活の本拠地を有する者に限る。）。)
- (3) 本市への居住が、転勤、出向等による勤務地の変更によるものではなく、引き続き継続して本市に居住する意思を有している者
- (4) 認定年度の4月1日において、正規雇用（雇用期間の定めがなく、就労時間が週20時間以上であるものをいう。）の労働契約に基づき就業している者、独立して自ら事業を営む者、自営業、農業等親元で就業している者又は個人事業主に雇用されている者で、引き続き継続して就業又は事業を営む意思を有しているもの。
- (5) 高校、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（各種学校を含む。）、高等専門学校（専修学校を含む。）及び大学（短期大学及び大学院を含む。）をいう。）を卒業している者
- (6) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する地方公務員でない者
- (7) 奨学金の貸与を受け、かつ、返還している者
- (8) 他の奨学金返還に係る補助金等の交付を受けていない者

- (9) 市税及び奨学金返還金を滞納していない者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前年度の奨学金返還金の額と同額（24万円を限度とする。）とする。

- 2 前項の奨学金返還金には、繰上償還及び利子を含むものとする。
(補助対象者の認定)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、奨学金返還支援事業補助対象者認定申請書（様式第1号。次項において「認定申請書」という。）を市長に提出し、補助対象者の認定を受けなければならない。

- 2 認定申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 就業証明書（様式第3号）、自営業等従事申立書（様式第4号）又は税務署に提出した開業届の写し
- (4) 奨学金の貸与を受けて進学した高校、大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し
- (5) 奨学金貸与証明書又は奨学金借用証書の写し
- (6) 奨学金返還金の返還状況を確認することができる書類
- (7) 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第5号）

- 3 第1項の規定による申請の期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

- 4 市長は、認定申請書を受理したときは、その内容について審査を行い、認定の可否を決定し、奨学金返還支援事業補助対象者認定決定（申請却下）通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(認定の変更及び廃止)

第6条 前条第1項の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定を受けた内容に変更が生じたとき、又は認定を廃止しようとするときは、奨学金返還支援事業補助対象者認定（変更・廃止）届出書（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、認定者が補助対象者に該当しないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 3 市長は、前項の規定により認定の決定を取り消したときは、奨学金返還支援事業補助対象者認定取消通知書（様式第8号）により、速やかに当該認定者に通知するものとする。

(認定廃止の猶予等)

第7条 市長は、認定者が離職したときは、認定の廃止を猶予することができるものとし、その期間は離職した日の翌日から1年とする。

2 離職期間が90日以上ある場合においては、補助対象経費から離職日数を365日で除して得た数値に補助対象経費を乗じて得た額を控除した額とする。

3 前項で算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする認定者は、奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第9号。次条において「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 就業証明書、自営業等従事申立書又は独立して事業を営んでいることが分かる書類

(3) 市税等の納付状況調査に関する同意書

(4) 申請年度の前年度に返還した奨学金の額が分かる書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、認定年度においては、同項第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定による申請の期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付決定及び確定)

第9条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、その旨を奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第10号。以下「決定等通知書」という。)により、当該交付申請書を提出した認定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 認定者は、決定等通知書を受領したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

2 補助金の交付を請求しようとする認定者は、奨学金返還支援事業補助金請求書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。